

災害派遣福祉チーム設置運営要綱等の改正について

令和4年1月 鳥取県福祉保健課

1 改正の概要

- (1) 災害派遣福祉チーム（以下「福祉チーム」）の事務の一部を、令和3（2021）年4月1日より、鳥取県社会福祉協議会内に設置する災害福祉支援センターに委託することに伴い、災害福祉支援センター内に福祉チーム事務局を置くなど、所要の改正を行う。
- (2) チーム員の登録対象を、社会福祉士、介護福祉士及び介護支援専門員（ケアマネージャー）以外の社会福祉の専門職に広げる。併せて、3会（（一社）鳥取県社会福祉士会、（一社）鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会）を通じて行うこととしている手続きを、登録者個人や勤務先の法人と福祉チーム事務局などが直接行うよう手順を見直す。

2 改正の理由

- (1) 災害福祉支援センターは、「災害に備え平時からの体制整備を進めるとともに、発災後、被災市町村における被災者支援活動について、県内圏域等への広域支援の体制を整備する」ため、福祉チームの業務の一部を担うこととしている。
- (2) 現在の福祉チームの構成は、2016（平成28）年10月の中部地震で、社会福祉士会が行った独居高齢者宅の訪問や、介護福祉士会が行った避難所での介護が基礎となり、高齢者への支援に重点を置いている。
一方、同年8月の台風10号による岩手県岩泉町の水害や、2018（平成30）年7月の西日本豪雨での倉敷市真備町の水害では、保育士による一般避難所での児童への支援が有効であり、様々な災害時要支援者に対応するため、登録対象の専門職の範囲を拡大する。
また、福祉チーム事務局が登録者などと直接やりとりすることで、手続きの迅速化を図り、3会事務局の負担軽減を図るとともに、3会に加盟していない専門職の参加も期待する。

3 主な改正の内容

(1) 県社会福祉協議会への委託関係

- ・平時の事務局設置を明記し、鳥取県災害福祉支援センターに置く。（新要綱第3条）
- ・被災市町村への派遣の主体は県であり、事務局がチーム員の組成（照会、選抜、依頼、リーダーの選任）を行うことを明記する。（新要綱第8条第1項・第2項）
- ・派遣費用について、県から協定締結団体（3会と、経営協：鳥取県社会福祉施設経営者協議会、老施協：鳥取県老人福祉施設協議会、老健協：鳥取県老人保健施設協会）への支払いから、県が費用を負担して福祉チーム事務局による個人や派遣元の法人への支払いに変更する。（新要綱第9条第2号）

(2) 登録対象の拡大関連

- ・福祉チーム員の登録・変更・退任は、3会を通じた申請から、福祉の専門資格を有し研修を受講している個人の福祉チーム事務局への申請に変更する。（新要綱第5条第1項）
- ・派遣する先遣隊要員、事務局要員、福祉チーム員の確保について、県による3会への派遣要請から、県の派遣決定を受けた福祉チーム事務局による登録者への照会に変更する。（新要綱第8条第2項、再掲）

	改正案（新要綱）	現行（旧要綱）
1. 常設の事務局	・災害派遣福祉チーム事務局を鳥取県災害福祉支援センターに置く（新要綱第3条）	・規定なし
2. 福祉チーム員の登録・変更・退任	・個人から福祉チーム事務局への申請（新要綱第5条第1項） ～福祉の専門資格を有する者・登録が適当と認められる者で、研修を修了・修了見込みの者 →3会の会員以外でも登録が可能	・3会*から県への届け出（旧要綱第3条第1項第3～5号） ～3会の会員に限定 （登録員証は県が発行）
3. 先遣隊等要員の登録	・個人から福祉チーム事務局への申請（新要綱第5条第1項）	・3会から県への届け出（旧要綱第3条第1項第3～5号）
4. 福祉チームの構成	・福祉チーム員登録者で構成（新要綱第4条、第5条第1項・第2項、第8条第2項）	・福祉チーム員登録者により構成（旧要綱第4条）
5. 待機	・福祉チーム事務局が登録者に待機を要請（新要綱第7条）	・県が3会の長に福祉チームの待機を要請（旧要綱第6条第1項） ・協定締結団体は震度5弱以上の地震等の場合に福祉チームに待機させることができる（旧要綱第6条第2項）
6. 福祉チーム・先遣隊の派遣	・県が被災市町村に派遣（新要綱第8条第1項） ・福祉チーム事務局がチーム員の組成（照会、選抜、依頼、リーダーの選任）を行う（新要綱第8条第2項）	・福祉チーム事務局が被災市町村に派遣（旧要綱第7条第4項）
7 派遣の照会	・福祉チーム事務局は登録者に派遣の可否を照会（新要綱第8条第2項）、先遣隊等要員登録者には先遣隊への参加が可能か併せて照会 ・登録者は派遣の可否を福祉チーム事務局に回答（新要綱第8条第2項）	・県は派遣元になる3会に派遣要請（旧要綱第7条第1項）
8. 福祉チーム事務局の設置	・[再掲] 鳥取県災害福祉支援センターに置く（常設）（新要綱第3条第1項） ・構成員については規定せず。	・県福祉保健課内に置く（臨時）（旧要綱第7条第3項） ・3会が派遣する先遣隊等要員で構成（旧要綱第7条第2項）
9. 費用の支払い	・福祉チーム事務局が支払い、県が費用負担（新要綱第9条第2号）	・県が協定締結団体に支払い（旧要綱第8条第2号）

3会*：（一社）鳥取県社会福祉士会、（一社）鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会